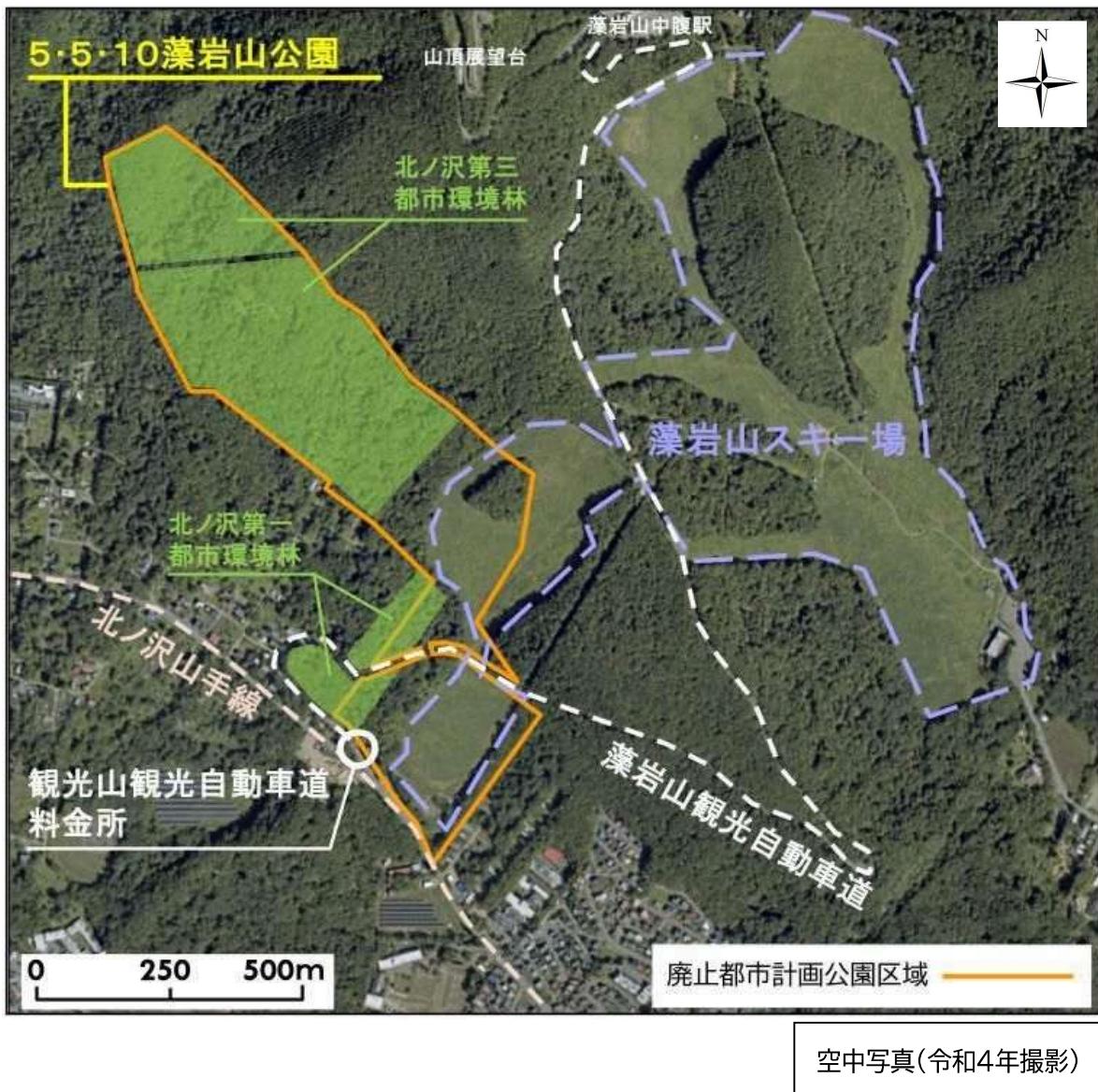


## □5・5・10号 藻岩山公園について



### 1 都市計画変更の概要

総合公園 5・5・10号 藻岩山公園 の廃止

・位置 南区北ノ沢

・面積 31.0ha

### 2 都市計画変更の経緯・理由

藻岩山では、昭和35年にスキー場が開設され、多くの市民に親しまれていた。一方、夏季においてはスキー利用がなくなるため、通年での有効活用が模索され、レクリエーションに関する市民ニーズへの対応を図ることを目指し、昭和59年に総合公園として都市計画決定された。

その後、現地調査や基本設計を進めていたが、以下の問題が発生したため、様々な検討や関係者協議を行ったものの、有効な解決策を見出せないまま、長期にわたり未整備の状態が継続した。

・公園予定地の大半が斜面地で沢地があり、降雨・降雪時に発生する多量の表面排水を処理する必要があるが、民有地の買収や排水管整備費用が大きな障壁となつた。

・公園予定地を分断する形で通る藻岩山観光自動車道は、有料の自動車専用道であり、公園利用者は基本的に横断できないため、一部区間を廃止して料金所の移設等を行う必要があつたが、関係者との協議がまとまらなかつた。

こうした状況の中、「第2次札幌市みどりの基本計画(平成11年策定)」において、各区に1総合公園を配置する方針を示し、当時総合公園が整備されていなかつた区への公園整備が進められた。

また、環境意識の高まりや生物多様性の観点から持続的な森林保全を適切に行うため、平成18年に公園予定地の樹林地を北ノ沢第一都市環境林、北ノ沢第三都市環境林として指定した。

一方、全国的に長期未整備の公園等が見受けられたため、国は平成23年に「都市計画運用指針」において、公園を含む長期未着手の都市施設については、ガイドラインを定めて見直すことが望ましい旨を明示した。これを踏まえ、北海道は平成29年に「長期未着手公園等に係る基本的な考え方」を策定し、見直し対象施設と上位計画との整合性等を求めた。

国や北海道の動向を踏まえ、札幌市では令和2年3月に策定した「第4次札幌市みどりの基本計画」において、街区公園以外の公園は今後新規整備を行わないこと、持続的な森林保全を行うことなどを位置づけた。今後は限られた経営資源や人口減少社会を見据えて、公園総量を抑制していくこととしている。

都市計画決定時に求められていたレクリエーションに関する市民ニーズへの対応については、その後、総合公園を全区に1か所以上配置し一定の充足が図られたことから、公園を整備する必要性は著しく低下したと判断できる。

なお、令和6年に藻岩山スキー場を管理運営する新たな事業者が選定され、運営方針の一つとして、グリーンシーズンを積極活用し、1年を通して魅力的な場所を目指すことが掲げられた。

以上の状況を踏まえると、今後も公園を整備する見込みがないため、藻岩山公園の都市計画を廃止する。